

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者に対する準用

生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用すること。

（第五章の二関係）

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。